

○川口市水道法施行細則

平成14年3月29日

規則第39号

改正 平成15年11月7日規則第68号

平成17年3月31日規則第72号

平成25年3月29日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成25規則31・一部改正)

(専用水道の布設工事の設計確認申請等)

第2条 法第33条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 法第33条第1項の工事設計書の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 法第33条第5項の規定による通知は、施設基準に適合することを確認したときにあつては様式第3号の通知書により、これに適合しないと認めるとき又は適合するかしないかを判断することができないときにあつては様式第4号の通知書により行うものとする。

4 法第33条第3項の規定による届出は、様式第5号の届出書により行うものとする。

(平成25規則31・旧第3条繰上・一部改正)

(専用水道の給水開始前の届出)

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による給水開始前の届出は、様式第6号の届出書により行うものとする。

(平成25規則31・追加)

(専用水道の水道技術管理者設置等の報告)

第4条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときは、速やかに様式第7号の報告書

を市長に提出するものとする。

- 2 専用水道の設置者は、前項の規定により報告した水道技術管理者に変更があったときは、速やかに様式第8号の報告書を市長に提出するものとする。

(平成25規則31・全改)

(専用水道の水質検査結果の報告)

- 第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により水質検査を受け、市長からその報告を求められたときは、速やかに様式第9号の報告書を市長に提出するものとする。

(平成25規則31・追加)

(専用水道の給水の緊急停止の報告)

- 第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により給水の緊急停止をしたときは、様式第10号の報告書を直ちに市長に提出するものとする。

(平成25規則31・追加)

(専用水道の業務委託開始等の届出等)

- 第7条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項前段の規定による業務を委託したときの届出は、様式第11号の届出書により、同項後段の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出は、様式第12号の届出書により行うものとする。

- 2 専用水道の設置者は、前項の規定により届出をした委託の内容に変更があったときは、速やかに様式第13号の報告書を市長に提出するものとする。

(平成25規則31・追加)

(専用水道の廃止の報告)

- 第8条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに様式第14号の報告書を市長に提出するものとする。

(平成25規則31・追加)

(専用水道の改善の指示等)

- 第9条 法第36条第1項の規定による改善の指示は、様式第15号の指示書により行うものとする。

2 法第36条第2項の規定による水道技術管理者の変更の勧告は、様式第16号の勧告書により行うものとする。

(平成25規則31・旧第5条繰下・一部改正)

(専用水道の給水停止命令)

第10条 法第37条の規定による専用水道の給水の停止の命令は、様式第17号の命令書により行うものとする。

(平成25規則31・旧第6条繰下・一部改正)

(専用水道の水道台帳)

第11条 市長は、専用水道について、様式第18号の台帳を備え、かつ、整理しておくものとする。

(平成25規則31・追加)

(簡易専用水道の給水開始等の報告)

第12条 法第3条第7項の簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の給水を開始したときは、速やかに様式第19号の報告書を市長に提出するものとする。

2 簡易専用水道の設置者は、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに様式第20号の報告書を市長に提出するものとする。

3 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかに様式第21号の報告書を市長に提出するものとする。

(平成25規則31・追加)

(簡易専用水道の検査結果の報告)

第13条 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2第2項の検査を受け、市長からその報告を求められたときは、速やかに様式第22号の報告書を市長に提出するものとする。

(平成25規則31・追加)

(簡易専用水道の給水の緊急停止の報告)

第14条 簡易専用水道の設置者は、省令第55条第4項の規定により給水の緊急停止をしたときは、様式第23号の報告書を直ちに市長に提出するものとする。

(平成25規則31・追加)

(簡易専用水道の改善の指示)

第15条 法第36条第3項の規定による改善の指示は、様式第24号の指示書により行うものとする。

(平成25規則31・追加)

(簡易専用水道の給水停止命令)

第16条 法第37条の規定による簡易専用水道の給水の停止の命令は、様式第25号の命令書により行うものとする。

(平成25規則31・追加)

(簡易専用水道の水道台帳)

第17条 市長は、簡易専用水道について、様式第26号の台帳を備え、かつ、整理しておくものとする。

(平成25規則31・追加)

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年11月7日規則第68号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市水道法施行細則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用できるものとする。

附 則 (平成17年3月31日規則第72号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第31号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。